

所沢市保健所整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 楽旨

所沢市保健所整備基本設計業務の実施には、保健所等公共施設の設計・建設についての豊富な知識や経験、高度な企画調整能力及び技術力が必要である。

また、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰などによる建設費の高騰に対し、施設竣工後の維持管理・修繕費用等のランニングコストの観点も含め、質の高い設計を適正な費用で実施するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要項は、このような能力を有し、所沢市保健所整備基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

「所沢市保健所設置基本計画」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、別紙「所沢市保健所整備基本設計業務委託特記仕様書(案)」「所沢市保健所整備基本設計業務内容説明書」等によるものとする。

(1)委託業務名称

所沢市保健所整備基本設計業務委託

(2)履行期間

契約締結日から令和8年11月20日(金)まで

(3)発注者

所沢市長 小野塚 勝俊

(4)業務委託費(提案上限金額)

金 90,142,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(5)その他

所沢市保健所整備事業の全体計画は以下のとおり。

① 事業名称 所沢市保健所整備事業

② 事業内容 所沢市保健所設置基本計画に基づき、保健所(動物愛護管理センター含む)を建設し、駐車場を含む外構整備等、開所に必要な整備を行う。

③ 建設予定地 所沢市並木六丁目4番地の1の一部(予定)

④ 規模 敷地面積 約 9,700 m² 延床面積 約 5,500 m²(予定)

⑤ 概算事業費 約 62.9 億円

※保健所建設に係る概算事業費は令和7年7月時点における本市による試算であり、設計費、施工費、外構費、工事監理費を見込む。

⑥ 完了予定 令和11年12月28日までに建設工事を完了し令和12年4月1日より開所。

※想定する全体事業スケジュールは、別紙「(参考)保健所整備スケジュール」を参照。

3 窓口・お問い合わせ先

所沢市 健康推進部 保健医療課 保健所準備室
住 所 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
電話番号 04-2998-9385
FAX 04-2998-9061
メールアドレス k90101@city.tokorozawa.lg.jp

書類の受取・提出などで来庁する場合は、事前に保健所準備室へ連絡をすること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業とする。

(1) 基本的要件

- ① 参加申請時点で令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿に登録のある者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
- ④ 参加表明書の提出から本業務の契約の相手方を決定するまでの期間について、次のいずれにも該当しない者であること。なお、当該期間中に該当した場合、参加資格を失う。
 - ア 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受け、その措置期間中の者に該当すると認められる者。
 - イ 所沢市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者。
- ⑤ 所沢市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条に定める暴力団員等、暴力団員等の配偶者(暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者ないこと。
- ⑥ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士2名以上の事務所であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑦ 延床面積 5,000 m²以上(1棟の面積とする。以下同様。)の公共施設(庁舎等、国公立病院等)に関する基本設計及び実施設計業務(新築又は改築に限る。)を平成23年4月以降に元請として受注し、完了した実績を有していること。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計における、建築設計業務及び設備設計業務をいう。
- ⑧ 本市が別途発注する所沢市保健所整備コンストラクション・マネジメント業務委託の参加者(応募者。協力会社を含む。)及びこれと資本関係又は人的関係のある者でないこと。
※資本関係とは、①親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号。以下同じ)と

子会社(同条第3号。以下同じ)の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③所沢市入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

(2)業務実施上の要件

① 業務の実施体制

- ア 管理技術者1名、建築(総合)・構造・電気設備・機械設備の業務分野の主任技術者をそれぞれ1名選任することとし、兼任することはできないものとする。
- イ 構造・電気設備・機械設備の主任技術者については、協力事務所に再委託可能とする。再委託先の協力事務所は、(1)基本的要件②～⑥、⑧を満たしていること。
- ウ 配置予定技術者(参加資格で配置を求める技術者をいう。)は、令和7年12月18日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

② 配置予定技術者に対する資格要件は、以下のとおりとする。

- ア 管理技術者:現在の所属法人等に属し、単独又は共同企業体(代表者としての実績に限る。)の管理技術者又は建築(総合)主任技術者として設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
- イ 建築(総合)主任技術者:単独又は共同企業体(代表者としての実績に限る。)の管理技術者、建築(総合)主任技術者又は担当者として、設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
- ウ 構造主任技術者:構造担当者として、設計業務を行った実績を有する構造設計一級建築士であること。
- エ 電気設備主任技術者:電気設備担当者として、設計業務を行った実績を有する一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士であること。
- オ 機械設備主任技術者:機械設備担当者として、設計業務を行った実績を有する一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士であること。
- カ 管理技術者、建築(総合)主任技術者における実績は、平成23年4月以降に完了した5,000 m²以上の公共施設(庁舎等、国公立病院等)に関する基本設計及び実施設計業務(新築又は改築に限る。)とする。
- キ 電気設備、機械設備の主任技術者における実績は、平成23年4月以降に完了した公共施設(庁舎等、国公立病院等)に関する基本設計及び実施設計業務(新築又は改築に限る。)とする。
- ク 構造主任技術者における実績は、平成23年4月以降に完了した5,000 m²以上の施設に関する基本設計及び実施設計業務(新築又は改築に限る。)とする。

5 業務受注者特定までの流れ

- (1)「4参加資格」の要件をすべて満たす参加者が参加表明書を提出する。
- (2)参加表明をした者が5者を超えた場合は、一次審査として参加表明書の書類審査を行い、二次審査に進む5者を選考する。二次審査に進む者に対し、技術提案に係る書類(以下「技術提案書等」という。)の提出を要請する。
- (3)技術提案書等、参加表明書を基に、一次審査通過者には二次審査にてプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を実施し、総合的な審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者(以下「優先交渉権者等」という)を決定する。
- (4)優先交渉権者を随意契約の相手方とし、契約に係る協議を行い契約手続きを進める。ただし、優先交渉権者との間で契約を締結することができない場合には、次点交渉権者を候補者とする。
- (5)その他、不測の事態が生じた場合は、所沢市保健所整備基本設計業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の判断により、協議の上決定する。

6 スケジュール(予定) ※令和7年度中に契約締結を行う。

年月日	内容
令和7年12月18日(木)	公募型プロポーザル実施要項等の公表 質疑(※)及び参加表明受付開始
令和7年12月25日(木)	参加表明書に関する質疑締切(午後4時まで)
令和8年1月9日(金)	参加表明書に関する質疑回答
令和8年1月16日(金)	参加表明書受付締切(午後4時まで)
令和8年1月19日(月)～ 令和8年1月22日(木)	一次審査
令和8年1月23日(金)	一次審査結果の通知、技術提案の要請
令和8年2月2日(月)	技術提案書作成に関する質疑締切(午後4時まで)
令和8年2月25日(水)	技術提案書作成に関する質疑回答
令和8年3月6日(金)	技術提案書受付締切(午後4時まで)
令和8年3月25日(水)	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)
令和8年3月27日(金)	選定結果通知
令和8年3月下旬	契約協議、見積合せ、重要事項説明 等
令和8年3月31日(火)までに	契約締結

※質疑に対する回答は市ホームページ(下記ページ)にて公表する。

トップページ>市政情報>中核市への移行>保健所の整備>所沢市保健所整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルを実施します

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/chukakushi/hokenjoseibi/kihonsekkeipropo.html>

また、質疑受付期間中であっても、整理できた回答から隨時公表する。なお、参加表明に関する質疑への回答は令和8年1月9日(金)までに、技術提案書に関する質疑への回答は令和8年2月25日(水)までに公表する。

7 手続等に関する事項

(1)配布資料

① 配付資料

- ・所沢市保健所整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項(本要項)
- ・所沢市保健所整備基本設計業務内容説明書
- ・所沢市保健所整備基本設計業務委託特記仕様書(案)
- ・所沢市保健所整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要項
- ・様式集(様式1～15)
- ・評価項目一覧表(一次審査・二次審査用)

② 配付方法

- ・本市ホームページよりダウンロードすること。
トップページ>市政情報>中核市への移行>保健所の整備>所沢市保健所整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルを実施します

③ 配付期間

- ・令和7年12月18日(木)から令和8年1月16日(金)午後4時まで

(2)貸与資料

① 貸与資料

- ・地質調査データ(柱状図 等)
- ・用地縦横断測量データ(縦横断面図 等)
- ・所沢基地跡地建築協定関係資料
※CD-Rにて貸与する。
※データ形式は PDF 形式。
※参加表明書を提出した者にのみ貸与する。

② 貸与場所

- ・上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
※貸与を希望する場合は事前に連絡すること。

※貸与受付は下記④貸与可能期間の土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで

③ 提出書類:借用書兼誓約書(様式1)

- ※借用書兼誓約書に必要事項を記入し、原本を提出すること。市は、原本のコピーを交付する。
※資料返却時は、借用書兼誓約書のコピーに記名捺印し、貸与資料とともに市に提出すること。借用書兼誓約書のコピーとあわせて、「全複製データ消去を確認した旨の念書」を提出すること。念書の書式は任意によるものとする。

④ 貸与可能期間

令和7年1月23日(金)から令和8年3月6日(金)午後4時まで

(3) 参加表明に関する質疑書の受付及び回答

- ① 受付期限：令和7年12月18日(木)から令和7年12月25日(木)午後4時まで
- ② 提出書類：質疑書(様式2) ※技術提案書作成に関する質疑書とは分けること。
- ③ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質疑には応じない。
電子メールの件名は「【基本設計】参加表明に関する質疑書(事業者名)」とすること。
ファイル形式はExcelで提出すること。
電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。
また、質疑のない場合は、提出する必要はない。
- ④ 回答方法：令和8年1月9日(金)までに、本市ホームページ上にて回答を公開する。

(4) 参加表明書の受付

- ① 受付期間：令和7年12月18日(木)から令和8年1月16日(金)まで
※土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：参加表明書(様式3～11及び添付書類)
- ④ その他：作成、提出に当たっては、「所沢市保健所整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要項」を参照すること。

(5) 一次審査の結果通知(技術提案書等の提出要請及び二次審査の日時、場所の通知)

7(4)で受けた参加表明書等により資格の確認及び一次審査を行い、一次審査結果通知書を電子メールにて交付する。

また、一次審査を通過した応募者には、技術提案書提出の要請書を送付するとともに、二次審査の日時・場所の詳細を電子メールにて通知する。あわせて、事前の情報共有を目的に、業務委託契約書(案)及び所沢市保健所整備基本設計業務委託契約約款(案)を参考共有する。

なお、参加資格を満たした者が5者未満の場合は一次審査を実施せず、参加資格を満たした全ての者に対して技術提案書の要請等を行う。

(6) 技術提案書作成に関する質疑書の受付及び回答

- ① 受付期間：令和7年12月18日(木)から令和8年2月2日(月)午後4時まで
- ② 提出書類：質疑書(様式2) ※参加表明に関する質疑書とは分けること。
- ③ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質疑には応じない。
電子メールの件名は「【基本設計】技術提案書に関する質疑書(事業者名)」とすること。
ファイル形式はExcelで提出すること。
電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。
また、質疑のない場合は、提出する必要はない。
- ④ 回答方法：令和8年2月25日(水)までに、本市ホームページ上にて回答を公開する。

(7)技術提案書の受付

- ① 受付期間:令和8年1月23日(金)から令和8年3月6日(金)
 - ※土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで
 - ※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所:上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類:技術提案書(様式13、14-1、14-2)、業務受注参考見積(様式15、内訳書含む。)
- ④ その他:作成、提出に当たっては、「所沢市保健所整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要項」を参照すること。

(8)参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された参加者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式12)」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

8 優先交渉権者等の選定に関する事項

優先交渉権者等の選定は、以下の選定委員会による。

(1)選定委員会

選定委員会の委員は、所沢市職員6名にて構成する。

(2)優先交渉権者等の特定

選定委員会が、優先交渉権者等の特定を二段階審査方式で実施する。

① 一次審査

選定委員会が、提出された参加表明書等の内容を確認し、事務所及び担当者等の実績を審査し、上位5者を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。この審査結果について異議は認めない。ただし、参加資格を満たした者が5者未満の場合は、一次審査を実施しない。

② 二次審査

選定委員会が、一次審査通過者に対しプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、事務所及び担当者等の実績、技術提案書内容及びヒアリング、業務受注参考見積等の内容を総合的に審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。

(3)プレゼンテーション・ヒアリング

① 対象

一次審査通過者

② 実施日(予定)

令和8年3月25日(水)

③ 出席者

出席者は提案事業者に所属する者5名以内とし、配置予定の管理技術者及び建築(総合)主任技術者は必ず出席すること。

④ ヒアリング等の方法

- ア ヒアリング等の説明及び質疑回答は建築(総合)主任技術者が中心に行うこと。なお、専門的・技術的内容に限り、その他の技術者からの回答を可能とする。
- イ プレゼンテーション・ヒアリングは参加者が提出した技術提案書により行うものとし、新たな内容の資料提示は認めない。また、プロジェクトやパネル等の使用は認めない。
- ウ プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。
- エ 詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

⑤ 結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、選定委員会での選定は非公開とし、審査結果について異議は認めない。

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定については、二次審査の選定委員会による採点の合計得点率が6割以上の者とする。かつ、参加事業者が1者の場合、選定委員による協議で受注候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。

9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1)提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要項に適合しなかったとき。
- (2)提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3)許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4)本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (5)その他不正な行為があったと認められたとき。
- (6)「4参加資格」の要件を満たさなくなったとき。

10 業務の契約

- (1)市長は選定委員会が特定した優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点交渉権者を契約候補者とする。
- (2)契約予定事業者と協議し、業務提案内容を反映した仕様書に調整した後で契約を締結する。契約の手続きは、所沢市契約規則(昭和53年3月30日規則第5号)の規定によるものとし、この契約の手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
- (3)その他、契約保証金等については、所沢市保健所整備基本設計業務委託契約約款(案)による。
- (4)業務委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

11 結果の公表

本市ホームページで公表する。優先交渉権者の名称、審査経過、二次審査の提案内容(様式14-1～14-2)及び二次審査に対する講評を掲載する。また、次点交渉権者及びその他の審査結果を掲載する。

12 プロポーザルの中止

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することができないものとする。

13 留意事項

- (1)応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出書類は返却しない。なお、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3)提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、所沢市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4)本市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5)本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6)参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7)提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8)提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、原則変更できない。ただし、病気、死亡、退職等の特別な理由による変更(速やかに後任者を選任すること)があると認められる場合を除き変更できない。ただし、本市が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (9)企画提案に優れた内容があった場合は仕様書に反映する。ただし、金額は変更されない。
- (10)受注者は技術提案書に記載した事項及びプレゼンテーションにおける説明内容、選定委員会及び事務局の質疑に対する回答内容について遺漏なく履行しなければならない。
- (11)本業務を受注した者が実施設計に参加することについて現時点で制限する予定はない。
- (12)受注者は、本市が別途、業務委託するコンストラクション・マネジメント会社との協議、協力の上、業務を行うこと。
- (13)本実施要項に記載のない事項については、本市の指示によるものとする